

指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム泉陵虹の苑 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人虹の会（以下「法人」という。）が経営する特別養護老人ホーム泉陵虹の苑（以下「事業所」という。）が行う指定介護老人福祉施設（以下「事業」という。）の適切な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の職員が要介護者に対し適正な指定介護老人福祉施設サービスを提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 事業所の職員は要介護者の心身の特性を踏まえて、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む事のできるよう、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能維持を図るようサービスの提供を行うものとする。

2. 施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

3. 施設は、指定介護福祉施設サービスを提供するにあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(事業所の名称)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一. 名称 特別養護老人ホーム泉陵虹の苑
- 二. 所在地 仙台市泉区虹の丘一丁目10-6

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

管理者 1名（兼務）【常勤職員】

管理者は、事業所の職員の管理及び指定介護老人福祉施設の運営に係る業務管理を行う。

医師 1名【嘱託】

医師は、利用者に対し、診療、その他保健衛生に関する業務を行う。

事務員 1名以上

事務員は事務長を補佐し、利用者からの費用徴収及び介護保険請求に関する業務を行う。

計画担当介護支援専門員 3名【常勤3名、生活相談員及び併設指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護事業計画担当介護支援専門員、2名生活相談員と兼務、1名介護職員と兼務】
介護支援専門員は、入所者の課題分析を行うとともに、把握された高齢者の心身の状況に基づき、適切な指定介護老人福祉施設介護が提供されるよう、施設サービス計画を作成し、継続的な管理を行う。

生活相談員 2名【常勤職員2名、計画担当介護支援専門員、併設指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護事業と兼務】

生活相談員は、利用者や家族の日常生活上の相談及び関係サービス機関との連携によるサービスの提供の援助を行う。

介護職員 24名以上【併設指定短期入所生活介護と兼務、計画担当介護支援専門員兼務1名、業務員兼務1名】

介護職員は、利用者の施設サービス計画に基づく、入浴、排泄、食事等の介護及び日常生活の援助を行う。

看護職員 4名以上【併設指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護事業と兼務】

看護職員は利用者の健康管理や療養上の世話又は診療補助を行う。

管理栄養士 1名以上

管理栄養士は、利用者の給食計画、献立の作成及び食品の調理指導等の業務を行う。

機能訓練指導員 1名以上【非常勤】

機能訓練指導員は、利用者に対し、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。

調理員 5名以上

調理員は、炊事その他給食業務を行う。

(利用定員)

第5条 利用者の定員は、指定介護老人福祉施設は、58人とする。

(サービスの内容)

第6条 サービスの内容は次のとおりとする。

- 一. 送迎の確保
- 二. 病状、障害の観察
- 三. 一週間に2回の入浴又は清拭による清潔の保持
- 四. 食事等日常生活上の世話
- 五. 排泄等の世話
- 六. 離床、着替え、整容その他日常生活上の世話
- 七. 介護方法の指導
- 八. 機能訓練及びレクリエーション
- 九. 栄養管理
- 十. その他医師の指示による医療処置

(利用料金等)

第7条 サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領である時は、保険者が決定する負担割合による額とする。

2. 次の各号に掲げる費用を徴収する。

一. 食費（1日当たり）

被保険第1段階	被保険第2段階	被保険第3段階	被保険第4段階
300円	390円	650円	1,445円

二. 居住費（1日当たり）

(従来型特養多床室)

被保険第1段階	被保険第2段階	被保険第3段階	被保険第4段階
0円	430円	430円	915円

(従来型特養個室)

被保険第1段階	被保険第2段階	被保険第3段階	被保険第4段階
380円	480円	880円	1,231円

三. 預かり金管理料 通帳1冊につき、1,000円/月

四. その他サービスを提供する場合で、日常生活に通常必要となる費用

3. 前項の費用の支払を受ける場合には、予め利用者又はその家族に対し説明を行い、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）受けることとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第8条 利用者が介護老人福祉施設サービスの提供を受ける場合には、次の事項を守らなければならない。

- 一．身体及び身の回りの清潔、健康の保持に努める。
- 二．事業所備え付けの器具及び物品を大切に使う。
- 三．火災予防に努める。
- 四．機能訓練、クラブ、サークル、レクリエーション、行事等には、積極的に参加する。
- 五．外出等は、管理者の承認を受ける。

(緊急時における対応方法)

第9条 利用者が入所中に身体に急変その他緊急に処すべき事態が発生したときは、速やかに主治医の指示に従い適切な医療処置を行うと共に家族への連絡及び管理者への報告等必要な対応を行う。

- 2．送迎中の事故に関しては、自動車保険及び任意保険の適用と共に必要な対応を行う。

(非常災害対策)

第10条 事業所は、非常災害に備え、防災計画に基づいて定期的に避難誘導その他必要な訓練とすると共に防火管理に努める。

- 2．施設は、前項に規定する訓練の実施にあたって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(衛生管理等)

第11条 施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、または衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適切に行うこととする。

- 2．施設は、当該施設において感染症または食中毒が発生し、またはまん延しないよう次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 一．施設における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 二．施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

- 三. 施設において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的を実施する。
- 四. 前3号に掲げるもののほか、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

(緊急やむを得ない場合の身体拘束等)

第12条 事業所は、介護老人福祉施設サービスの提供に当たって、当該入所者又は、他の入所者等の生命又は、身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入所者の行動を制限する行為を行わない。

2. 緊急やむを得ず身体拘束その他入所者の行動を制限する行為を行う場合には、その態様及び、時間、その際の入所者の心身状況並びに、緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第13条 事業所は、職員の質的向上を図るため、必要に応じ研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備するものとする。

2. 職員は、業務上知り得た利用者及び家族の秘密を保持しなければならない。
3. 施設は、適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずるものとする。

(協 議)

第14条 この規程に定めるものの他、運営に関する重要事項は、法人と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行するものとする。

この規程は、平成15年4月1日から改定する。

この規程は、平成15年5月16日から改定する。

この規程は、平成17年10月1日から改定する。

この規程は、平成18年6月1日から改定する。

この規程は、平成19年6月1日から改定する。

この規程は、平成20年6月1日から改定する。

この規程は、平成21年6月1日から改定する。

この規程は、平成22年6月1日から改定する。

この規程は、平成23年2月1日から改定する。

この規程は、平成23年6月1日から改定する。

この規程は、平成24年6月1日から改定する。

この規程は、平成25年6月1日から改定する。

この規程は、平成26年6月1日から改定する。

この規程は、平成27年4月1日から改定する。

この規程は、平成27年6月1日から改定する。

この規程は、平成27年8月1日から改定する。

この規程は、平成28年6月1日から改定する。

この規程は、平成29年7月1日から改定する。

この規程は、平成30年6月1日から改定する。

この規程は、令和元年6月1日から改定する。

この規程は、令和元年10月1日から改定する。

この規程は、令和2年9月1日から改定する。

この規程は、令和3年4月1日から改定する。

この規程は、令和3年8月1日から改定する。

この規程は、令和6年8月1日から改定する。